

庭園内における行為許可について

以下の行為については八王子市都市公園条例第3条により制限されており、事前の申請と許可が必要です。

1. 庭園での文化活動について

例：野点茶会、歌会、句会など、イベント全般。但し、営利を目的とする有料の活動は不可。

【利用手続き】

- ① 電話、又は建物内受付窓口でお問い合わせください。
- ② 活動内容の確認後、申請許可のお返事をさせていただきます。
- ③ 電話、又は建物内の受付窓口で予約をしてください。
Tel 042-663-3611（FAX、Eメールでの申し込みは不可）
- ④ 予約された方は、利用当日に受付窓口で利用申請書を受け取り、必要事項に記入をお願いします。このとき申請者の印鑑が必要です。
- ⑤ 利用承認書を発行しますので、利用料をお支払いください。

- ※ 利用料のお支払い後、還付はできませんのでご注意ください。
- ※ キャンセルの場合は、必ず利用時間前までにご連絡ください。（キャンセル料はかかりません）
- ※ 管理運営上、受けできないことがあります。

【使用料】 1日あたり 980円

2. 庭園での撮影案内について

営利を目的として写真、ビデオ、VTR、映画等を撮る場合

例：TVCM、TV番組、映画、広告用の写真撮影など

【利用手続き】

- ① 電話、又は建物内受付窓口でお問い合わせください。
- ② 内容の確認後、企画書をFAXしていただき、その後申請許可の返答を行います。内容により検討にお時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
- ③ 撮影日が決定しましたら、予約をしていただき、旧民家内受付に申請書用紙がありますので、ご来館の上、必要事項をご記入ください。

- ④ 申請書の内容を確認し、使用料をお支払いください。
- ⑤ 許可書を発行します。

【使用料】 1日あたり 9,860円（時間設定は無）

【注意事項】

- ・ 土日祝日は来園者が多いのでご利用できません。
- ・ 撮影時間は原則、開園時間内をお願いします。
- ・ セット、クレーン、レール等の設置については原則不可。
- ・ 庭園の現状を変える行為（枝を切る・穴を掘る・施設を移動するなど）は一切不可。
- ・ 火気厳禁です。
- ・ 駐車場以外での庭園内駐車はできません。
- ・ 来園者の迷惑になるような大規模なセットは原則不可
- ・ 無断で他の来園者を撮影することはできません。
- ・ その他庭園管理上問題になる行為はご遠慮ください。
- ・ 貸切はできません。他の来園者の通行や見学を妨げる行為はご遠慮ください。

学生の皆さんへ

- ・ サークルやお茶会などの場として、ぜひご活用ください。
- ・ 学業の一環としての撮影も受け入れています。
 - ※ 申請については学校長、もしくは担当教官に行ってもらいます。
 - ※ 使用料は免除。減免規定の「教育機関が教育目的に使用するもの」にあたるため

その他ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

高尾駒木野庭園 指定管理者

駒木野庭園アーツ

〒193-0841 東京都八王子市裏高尾町 268 番 1

TEL 042-663-3611 FAX 042-663-3621

HP www.takaokomaginoteien.jp